

## 基調講演者及び招待講演者の人選の経緯及び基準（案）

12月11日

## 1 基調講演者

「違法伐採問題に各国が取り組む意義、その中でもわが国の調達政策の意義を踏まえて、今回のセミナーの位置づけを明確に提示して頂ける、国際的に一定の権威を持った方」といった基準で選定を行うこととする。

現在、ITTO 事務局長のマヌエル・ソブラル氏 (Dr. Manoel Sobral Filho) に打診中。

## 2 招待講演者

(経緯)

「日本に対する木材輸出国又は輸出地域において、日本のガイドラインに則して輸出木材の合法性・持続可能性についての証明書を発行又は発行を準備している証明書の発行団体・輸出業者又は証明書の信頼性を保証する団体でその証明システム構築の責任者又は証明システムを説明するにふさわしい者」(実施計画案) という基準で現在、Indonesia、Malaysia、PNG、Solomon、China、Russia、USA、Canada、New Zealand、Finlandの関係者にコンタクトをとり、候補者を募集中 (12月18日を期限)。

日本の制度を説明する講演者は林野庁に現在打診中。

(人選の手続き)

推薦者の中から上記の基準を踏まえ、かつ、①取組の具体性、②貿易相手地域としての重要性、③先方の意欲、④地域バランス等を考慮し、事務局案を作成し、実行委員会のメンバーの意見を踏まえて8名程度を決定。(12月中を目途)

(経費の負担)

先進国からの招待講演者は滞在費のみ負担、その他の地域からの招待講演者は航空賃と滞在費を負担。

## 3 ポスター報告者の募集

招待講演者の他に、同様に「日本国内あるいは日本に対する木材輸出国又は輸出地域において、日本のガイドラインに則して輸出木材の合法性・持続可能性についての証明書を発行又は発行を準備している証明書の発行団体・輸出業者又は証明書の信頼性を保証する団体などで、その証明システム構築の責任者又は証明システムを説明するにふさわしい者」という基準でポスター報告者を募集する。